

改正案	現行
<p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査) 第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として信用協同組合等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項で</p>	<p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査) 第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p>

あつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会に限る。）

七 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該信用協同組合等の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2  
(略)

第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合等若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、信用協同組合等及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会及びその子会社等に限る。）

五 (略)

第七十二条 (略)

六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該信用協同組合等の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2  
(略)

第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

第七十二条 (略)

2 | 信用協同組合は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規

定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならぬ。

（新設）